



国民健康保険診療施設（国保直診施設） について考える

城西大学経営学部教授 伊関友伸

自治体病院と国保直診施設 （病院・診療所）の違い

自治体病院を設置している自治体関係者も理解していない場合も少なくないのが、「国民健康保険診療施設（以下「国保直診施設」）」という制度である。〇〇国保病院・××国保診療所という名称はほとんどの人が知っていると思うが、自治体病院との違いを理解している人は多くない。

地方自治法第244条は、住民の福祉を増進する目的で「公の施設」を設置することができることを規定している。住民の健康を守るための公の施設として設置されたのが、自治体病院である。公の施設としての病院または診療所の設置条例を定めることが必要となる。

国保直診施設は、国民健康保険法第82条に基づき、市町村が行う国民健康保険事業の一つとして設置された病院・診療所であ

る。国民健康保険条例において、保健事業の一環として病院または診療所の設置を規定することが必要となる。これらの病院・診療所は、「公の施設」と「国民健康保険事業」の二つの法的な性格を持っている。

国保直診施設の歴史

国保直診施設の歴史は古い。昭和13（1938）年に旧国民健康保険法が帝国議会で可決、施行される。当時の国民健康保険制度は「地域」を対象に、医療に関して相互扶助を指そうというものであり、世界を見ても例のない挑戦的な制度であった。しかし、国保制度が導入されても、地域に医療機関がない、あっても国保の診療単価が低く、診療契約に地域の医療機関が応じない地域が存在した。医療を提供できる医療機関がなければ制度の意味がないため、国保制度を実効性あらしめるため、自ら医療機関を設置する地域が相次いだ。

さらに、戦後は荒廃する地域において、医療を提供し、国民健康保険制度を支えるために国保直診病院・診療所が数多く設置された。現在の市町村立病院は、昭和20年代から30年代前半に国保直診施設として設立されたものが非常に多い。

国保直診病院や診療所は、歴史的な経緯もあって、その多くが交通の条件の悪い地方に立地している。国民健康保険の運営する医療機関ということで、できるだけ医療費のかからない効率的な医療を行うことを使命としてきた。実際、国保直診施設のある自治体の医療費は安いというデータもある。現在、全国的な課題となっている「医療と介護の連携」や「地域包括ケア」は、国保直診施設の医療や介護問題の解決の試みから生み出されたともいわれている。

国保直診施設のメリット

国保直診施設のメリットとして、国（厚生

図表1 国保直診の運営、事業活動に対する国の助成

- ①保健事業に対する助成
 - ・国保直診による健康管理事業等
 - ・国保健康管理センターによる健康管理事業
 - ・国保歯科保健センターによる健康管理事業
- ②国保直診施設(建物・医療機械等)の整備に対する助成
- ③国保総合保健施設の整備・運営に対する助成
- ④国保直診の運営に特別に要した費用に対する助成
- ⑤へき地国保診療所の運営に対する助成

(国診協「国保直診活動を支援する国保助成制度のあらまし」令和3年4月改訂版)より

図表2 国保直診に対する助成、対象経費

- ・国保直診が国民健康保険被保険者を対象として行う事業の経費であって、国民健康保険特別会計直診勘定(地方公営企業法を適用している病院にあっては病院事業特別会計、委託事業にあっては国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費)において支出する経費に対する助成。
- ・主な対象経費は、事業実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)、役員費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費(5割助成分)等。
- ・助成限度額：国保診療所300万円、国保病院(病床100床未満)400万円、国保病院(病床100床以上)500万円。
- ・さらに一定の要件に該当する場合、助成限度額に加算があり。

(国診協「国保直診活動を支援する国保助成制度のあらまし」令和3年4月改訂版)より

労働省)による国保直診の運営や事業活動に
対しての助成制度がある。図表1は国保直診
の運営、事業活動に対する助成制度である。
「①保健事業に対する助成」「②国保直診施設
(建物・医療機械等)の整備に対する助成」な
どに対して助成がメニュー化されている。
「①保健事業に対する助成」において、図
表2のように、国保直診が国民健康保険被
保険者を対象として行う事業の経費であつ
て、国民健康保険特別会計直診勘定におい

て支出する経費に対して助成がなされてい
る。助成限度額は、国保診療所300万円、
国保病院(病床100床未満)400万円、
国保病院(病床100床以上)500万円であ
り、さらに一定の要件に該当する場合、
助成限度額に加算がある。当然、総務省の
自治体病院・診療所への普通・特別交付税
措置も受けることができる。
国保直診施設については助成制度のほか、
国保直診施設が参加する団体である「公益社

筆者プロフィール

伊関友伸 (いせき ともし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根町企画財政課長、県立病院課、社会福祉課、精神保健総合センターなどを経て、2004年城西大学経営学部准教授、2011年4月同教授。研究テーマは、行政評価、自治体病院の経営、保健・医療・福祉のマネジメント。総務省公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員など、数多くの国・地方自治体の委員等を務める。著書に「まちに病院を!」(岩波ブックレット)「自治体病院の歴史 住民医療の歩みとこれから」(三輪書店)などがある。

タイトルの「アスクレピオスの杖」とは、ギリシア神話に登場する名医アスクレピオスの持っていた蛇(クシヘビ)の巻きついた杖。医療・医学の象徴として世界的に広く用いられているシンボルマークである。

国保直診施設の理念や活動、国民健康保険条例の改正方法、国保直診施設への助成制度などに関しては、国診協の事務局が相談に応じているので、興味のある市町村、市町村立病院・診療所は相談されてはいいかであろうか。

団法人全国国民健康保険診療施設協議会(略称「国診協」)が設立されており、任意で参加が可能となっている。国診協では、毎年、「全国国保地域医療学会」「地域包括医療・ケア研修会」「現地研究会」および「各種専門職研修会」による職員の育成と連携・交流が行われている。